

フードバンク認証制度（案）

※R7年度実証事業、R8年度スタート

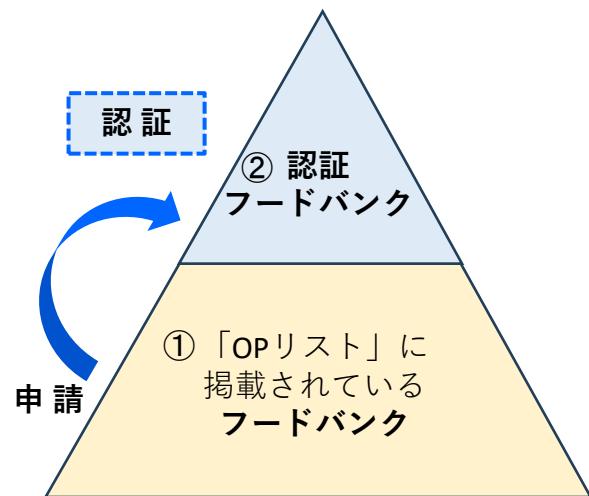
<目的>

一定の管理責任を果たすことができるフードバンクを認証することにより、食品寄附への社会的信頼を高め、企業等からフードバンクへの食品寄附の拡大につなげることを目的とする。

<概要>

- ① 希望するフードバンクが団体の情報を申告し、一定の手続を経て「フードバンクオープンリスト（仮称）」（以下「OPリスト」という。）に掲載後、公表。
- ② ①の「OPリスト」に掲載されているフードバンクの申請に基づき、食品寄附ガイドラインを基に作成された審査基準に則り、一定の管理責任を果たすことができるフードバンクを認証する（以下「認証制度」という。）。

認証制度のイメージ



認証制度の具体的な内容・手続

審査基準を遵守しているかについての回答を証憑とともにフードバンク認証事務局に提出。内容・関係書類等の確認の上、ガイドラインに準拠する活動を行っているものを認証。

認証制度の前提となる自己申告

農林水産省の掲載規程に定める手続に則り、自己申告を行ったフードバンクをOPリストに掲載。

<認証作業イメージ>



審査基準の主な項目

1. 入庫時の確認事項
 - ① 食品情報（保存方法、期限表示、アレルゲン等）把握と記録
 - ② 受け取った食品の状態の確認
2. 保管時の確認事項
 - ① 施設設備の衛生管理
 - ② 食品の品質及び衛生管理（食品の保管、取扱い等）
3. 提供時の確認事項
 - ① 提供食品の状態の確認
 - ② 提供食品の情報の伝達・管理
4. 体制・ガバナンスに関する確認事項
 - ① 提供食品の転売等の禁止、提供食品の提供先及び譲渡先との合意等
 - ② 提供食品による事故に備えた保険加入
 - ③ 提供食品に係る事故発生時における対応